○厚生労働省告示第三百三十号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十一号）の一部を次の表のように改正し、令和八年九月一日から適用する。

令和八年八月三十一日

厚生労働大臣　上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| **別表** | **別表** |
| Ⅰ　診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第一医科診療報酬点数表（以下「医科点数表」という。）の第２章第２部に規定する特定保険医療材料及びその材料価格 | Ⅰ　診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第一医科診療報酬点数表（以下「医科点数表」という。）の第２章第２部に規定する特定保険医療材料及びその材料価格 |
| 001～016　（略） | 001～016　（略） |
| 017　デンプン由来吸収性局所止血材 | （新設） |
| ⑴　標準型　１ｇ当たり12,600円 | |
| ⑵　織布型　１㎠当たり48円 | |
| Ⅱ　医科点数表の第２章第１部、第３部から第６部まで及び第９部から第12部までに規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）及びその材料価格 | Ⅱ　医科点数表の第２章第１部、第３部から第６部まで及び第９部から第12部までに規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）及びその材料価格 |
| 001～033　（略） | 001～033　（略） |
| 034　胆道ステントセット | 034　胆道ステントセット |
| ⑴　（略） | ⑴　（略） |
| ⑵　自動装着システム付 | ⑵　自動装着システム付 |
| ①　永久留置型（標準型） | ①　永久留置型 |
| ア・イ　（略） | ア・イ　（略） |
| ②　（略） | ②　（略） |
| ③　永久留置型（分岐部対応型） | （新設） |
| ア　カバーあり　345,000円 | |
| イ　カバーなし　340,000円 | |
| 035～105　（略） | 035～105　（略） |
| 106　微線維性コラーゲン | 106　微線維性コラーゲン　１ｇ当たり12,900円 |
| ⑴　標準型　１ｇ当たり12,900円 | |
| ⑵　フロアブル型（トロンビン非含有）　48,700円 | |
| 107～116　（略） | 107～116　（略） |
| 117　植込型除細動器 | 117　植込型除細動器 |
| ⑴　植込型除細動器（Ⅲ型） | ⑴　植込型除細動器（Ⅲ型） |
| ①～③　（略） | ①～③　（略） |
| ④　内因性抗頻拍ペーシング機能付き　2,720,000円 | （新設） |
| ⑵　植込型除細動器（Ⅴ型） | ⑵　植込型除細動器（Ⅴ型）　2,660,000円 |
| ①　標準型　2,660,000円 | |
| ②　内因性抗頻拍ペーシング機能付き　2,800,000円 | |
| 118～143　（略） | 118～143　（略） |
| 144　両室ペーシング機能付き植込型除細動器 | 144　両室ペーシング機能付き植込型除細動器 |
| ⑴　単極又は双極用 | ⑴　単極又は双極用 |
| ①～④　（略） | ①～④　（略） |
| ⑤　内因性抗頻拍ペーシング機能付き　4,550,000円 | （新設） |
| ⑵　４極用 | ⑵　４極用 |
| ①～④　（略） | ①～④　（略） |
| ⑤　内因性抗頻拍ペーシング機能付き　4,960,000円 | （新設） |